

○総務省告示第百三十七号

政党助成法(平成六年法律第五号)第二十八条第一項に規定する政党の解散等に係る政党交付金の使途等に関する報告書並びに同条第二項において準用する同法第十七条第二項に規定する支部報告書及び総括文書の提出があったので、同法第三十一条の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成十五年四月二十五日

総務大臣 片山虎之助

政党交付金等に係る報告書の要旨(解散分)

(単位 円)

〔保守党〕

政党交付金に係る報告書の要旨(本部分)

保守党

報告年月日 15. 1. 21

1 政党交付金総額 449,849,000

2	政党交付金による支出総額		302,849,000
	政党交付金支出充当額総額		302,849,000
3	政党交付金の内訳		
	国	14. 4. 19	112,462,250
	〃	14. 7. 19	112,462,250
	〃	14. 10. 18	112,462,250
	〃	14. 12. 20	112,462,250
	合 計		449,849,000